**たじっこクラブに関するQ&A**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 質問事項 | 回答 |
| 1 | クラブを利用するか迷っています。申し込み期限後に申請しても、利用することはできますか。 | 定員に空きがある場合は、利用可能です。期限後の申請は書類の提出順となり、定員が埋まり次第、学年に関わらず待機となります。申込後の取り下げも可能ですので、利用を少しでも検討している場合は、必ず申込期間中に申請書類を提出してください。 |
| ２ | 11月1日より前に申請書を提出してもよいですか。 | 11月1日以降に提出してください。 |
| ３ | 一部の書類が間に合いません。先に揃っている書類を提出してもよいですか。 | すべての書類が整った状態で提出してください。 |
| 4 | 保護者氏名欄は、誰を書いたらよいですか。 | 保護者氏名は、利用負担金の納入義務者となります。世帯主を原則としていますが、過去に利用されたことがある場合は、原則、その時の申請者と同じ方にしてください。世帯主が祖父母の場合は、父親、母親どちらかをご記入ください。 |
| 5 | ２つの仕事をしていますが、就労証明書はそれぞれ必要ですか。 | 必要です。複数の就労先がある場合は、日数や時間等を合算して、利用要件を満たしているか確認します。 |
| 6 | 下のきょうだいが保育園に入園するため、就労証明書を作成していますが、たじっこクラブ用にもう一部作成する必要はありますか。 | 保育園に提出する就労証明書のコピーをご提出いただくことで、追加で作成する必要はございません。（利用要件を満たしているかどうか確認をお願いします。） |
| 7 | 勤務時間がシフト制で異なる場合、どのように記載したらよいですか。 | その旨が分かるように備考欄に記入してください。記入が難しい場合は、シフト表をご提出いただいても構いません。 |
| 8 | 申込期限以降に就職（勤務）する場合、就労証明書はどうしたらよいですか。 | 内定先に就労予定時間の記入を依頼し、「〇月〇日から上記の内容で勤務予定」と記載した、就労証明書をご提出ください。また、勤務開始日の2ヵ月以内に、実績を記載した就労証明書を改めてご提出ください。 |
| 9 | クラブに入所できるなら、仕事をしたいと考えています。その場合はどうしたらよいですか。 | ハローワークへの登録が分かる書類(コピー)をご用意いただき、教育推進課へご相談ください。 |
| 10 | 出産を控えていますが、利用できますか。 | 出産予定前２か月間、出産後３か月間は利用可能です。それ以降の育児休業取得者は利用できませんので、ご注意ください。申込の際は教育推進課またはクラブへご相談ください。 |
| 11 | 家族の介護で就労が困難な場合も利用できますか。 | 介護が必要な方の証明書等（診断書、障がい者手帳等）をご提出いただくことで、利用可能です。申込の際は教育推進課またはクラブへご相談ください。 |
| 12 | 子どもに障がいがあっても、利用できますか。 | 利用可能です。集団生活のため、支援員がつきっきりで面倒をみる等の対応が難しい場合があります。ご了承ください。 |
| 13 | いつ頃利用できるかどうかわかりますか。 | 2月中旬頃、郵送にて入所決定通知書を送付予定です。待機者には待機通知書を送付予定です。 |
| 14 | 低学年でも待機になりますか。 | たじっこクラブは低学年を優先に入所できる制度となっています。ただし、申込期限を過ぎてからの申し込みは、申込順で入所し、定員を超える場合は待機となる可能性があります。 |
| １5 | 新１年生ですが、入学式前からたじっこクラブを利用することはできますか。 | ４月１日から利用できます。 |
| 16 | 土曜日に参観日があり、翌月曜日が振替休業日となるような場合、たじっこクラブは利用できますか。 | 原則、利用可能です。振替による学校休業日は、１日保育で開所します。利用については、利用するクラブにお問い合わせください。 |
| 17 | 春休み、冬休みだけの利用もできますか。 | 1ヵ月未満に限る利用はできません。 |
| 18 | 保護者以外が送迎してもよいですか。 | 来所の場合は問題ありません。退所（お迎え）については原則、保護者または親族の方がご対応ください。 |
| 19 | 午後７時まで利用登録の保護者が午後５時前に迎えにいってもよいですか。 | 問題ありません。 |
| 20 | 登録時間にお迎えが間に合わない場合どうなりますか。 | 延長料金（1,000円）が発生します。以降30分ごとに1,000円ずつ加算されます。 |
| 21 | どうしても保護者または親族によるお迎えが難しい場合はどうしたらよいですか。 | 利用しているクラブへ事前に相談してください。 |
| 22 | たじっこクラブを週１日しか利用しない場合に利用負担金の減額はありますか。 | 利用が週１日であっても週６日であっても、料金は変わりません。日曜日、祝日を除いた連続10日以上２か月以下の休止については、休止の２週間前までに休止届を提出した場合のみ、利用負担金の減額があります。活動費については、該当月に１日でも利用があれば満額かかり、減額はありません。 |
| 23 | 通っている学校と別のクラブに行くことはできますか。 | できません。児童の安全確保のため、通っている学校のクラブのみ入所可能です。 |
| 24 | クラブの途中に習い事に行って再びクラブに戻ってきてもいいですか。 | 保護者の送迎によるものでも、再びクラブへ戻る（中抜け）することはできません。 |